

正 誤

令和六年十一月二十一日(号外第二百七十一号)公布国土交通省令第百号(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令)

(原稿誤り)

一五ページ改正後欄終りから九行目の前に次を加える。

(ホテル又は旅館の客室)

第十条 (略)

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならぬ。

一 (略)

二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、第九条第一項第二号イ及びロに掲げるものであること。

三 (略)

同ページ改正前欄終りから一六行目の前に次を加える。

(ホテル又は旅館の客室)

第十条 (略)

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならぬ。

一 (略)

二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第一項第三号イ及びロに掲げるものであること。

三 (略)

ページ 行 誤 正

令和六年八月六日国土交通省告示第千七十四号(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者が利用する便所の配置の基準等を定める件)

(原稿誤り)

七上 一二法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

令和七年三月十一日(号外第四十八号)環境省告示第二十二号(特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する件)

(原稿誤り)

二〇ページ改正前欄二行目から七行目までは次のとおり誤り。

- 塩素化合物のうち4-M₂CB、2,4-D₂CB、2,4,4'-T₂CB、2,2',5'-D₂CB、2,2',4,4'-P₂CB、2,3',4,4',5'-P₂CB、2,2',3,4,4',5'-H₂CB、2,2',3,4,4',5,5'-H₂CB、2,2',3,4,4',5,5'-H₂CB、2,2',3,3',4,4',5,5'-O₂CB、2,2',2',3,3',4,4',5,5',6,6'-D₂CB

二五ページ改正前欄終りから三行目の「ジュルンキク」は「ジュルンキク」の誤り。

